

令和3年8月30日

管内介護事業所管理者 様

北名古屋市役所 高齢福祉課

「緊急事態宣言」の発出に係る高齢者施設等の対応について

日頃は、当市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

県では、令和3年8月8日から、「まん延防止等重点措置」が適用され、新型コロナウイルス感染症の再拡大の防止に取り組んできたところですが、今般の県における新型コロナウイルス感染症の急激な感染再拡大を受け、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「緊急事態宣言」（令和3年8月27日から9月12日まで）の発出が決定されました。

このため、県では、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき緊急事態措置を講じることとしております。

各施設等においては、更なる感染防止対策の徹底を図りつつ、引き続き介護サービス等の提供に努めていただきますようお願いいたします。

なお、介護サービス等の提供にあたっては、厚生労働省からの令和2年10月15日付け事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」等を参考に適切な対応をお願いいたします。

〔お問い合わせ先〕

担 当 福祉部高齢福祉課

電話番号 0568-22-1111

FAX 0568-26-4477